

小名浜港の特定貨物輸入拠点港湾（石炭）への指定について

平成25年12月
国土交通省
港湾局

1. 概要

第183回国会において、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾（特定貨物輸入拠点港湾）における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」（平成25年法律第31号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成25年6月5日に公布された。

今般、改正法の一部の規定が12月1日から施行されたことに伴い、改正法に基づく特定貨物輸入拠点港湾の指定について厳正な審査を行ったところ、小名浜港が指定に係る要件等を満たすと認められることから、12月19日、国土交通大臣が、小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定するもの。なお、特定貨物輸入拠点港湾の指定は、今回の小名浜港が初めてとなる。

2. 特定貨物輸入拠点港湾の指定による法令上の特例措置

特定貨物輸入拠点港湾に指定されることにより、以下の支援措置を講ずることが可能となる。

① 荷さばき施設等の取得に係る固定資産税等の特例

特定利用推進計画に定められた事業を実施する者が政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対して課する固定資産税又は都市計画税が軽減（課税標準となるべき価格の2/3）されることとなる。

② 港湾区域内の工事等の許可等の特例

港湾法第37条第1項に規定する港湾区域内における工事等の許可等を要する事業について、当該事項を記載した特定利用推進計画が公表された場合、当該事業の許可等があったものとみなすことが可能となる。

③ 荷さばき施設の共同化を図るための協定に係る特例（承継効）

輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定（共同化促進施設協定）を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあった後において当該施設の所有者等となった者に対しても、当該協定の効力があるものとする。

注）小名浜港においては、上記のソフト面での支援措置に加え、平成25年度よりケーブサイズ級の大型船に対応した水深18メートルの大水深岸壁等の整備を実施中。